

## 業務委託特記仕様書

業務名：泊漁港等整備基本計画策定事業（地質調査業務）

履行箇所：那覇市港町

履行期間：契約締結の翌日から令和8年10月30日まで

業務概要：本業務は、那覇市港町の泊漁港において、地質調査等を行うものである。

（適用）

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「泊漁港等整備基本計画策定事業（地質調査業務）」に適用する。本業務の履行にあたっては、沖縄県農林水産部制定「漁港漁場関係委託業務共通仕様書」（平成31年4月）、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」（令和7年7月）、沖縄県土木建築部制定「測量業務共通仕様書」（令和7年7月）、その他関連する各種示方書及び指針等、関係法令、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。ただし、記載の無いものについては調査職員と協議による。

（目的）

第2条 本業務は、泊漁港等整備基本計画策定事業において、泊漁港エリアの再整備に向けた各種施設における建設費用等の算定基礎とすることを目的とし、地質調査等を行う。

（業務内容）

第3条 本業務は、以下の作業を行うものとする。

### (1)地質調査

#### ア 直接調査費

- ・ボーリング 合計 165m
  - 礫混じり土砂 50m/箇所×3 箇所=150m
  - 固結シルト・固結粘土 5m/箇所×3 箇所=15m
- ・標準貫入試験 合計 165 回
  - 礫混じり土砂 50 回/箇所×3 箇所=150 回
  - 固結シルト・固結粘土 5回/箇所×3 箇所=15 回
- ・資料整理とりまとめ 1 業務
- ・断面図等の作成 1 業務
- ・電子成果品作成費 1 式

#### イ 間接調査費

- ・準備および跡片付け 1 業務
- ・調査孔閉塞 3 箇所
- ・足場仮設（平坦地足場 0.3m以下） 3 箇所
- ・施工管理費 1 式

#### ウ 解析等調査

- ・資料整理とりまとめ 1 業務
- ・断面図等の作成 1 業務

- ・打合せ 3回 1 業務

## (2)磁気探査

### ア 直接調査費

- ・水平探査 1 m<sup>2</sup>/箇所×3 箇所=3 m<sup>2</sup>
- ・測点設定 3 点
- ・ボーリング 10m/箇所×3 箇所=30m
- ・鉛直探査 10m/箇所×3 箇所=30m

### イ 間接調査費

- ・連絡車（ライトバン）運転費 3 日
- ・器材運搬 1 式
- ・施工管理費 1 式

### ウ 解析業務

- ・水平探査 3 m<sup>2</sup>
- ・鉛直探査 30m

## (3)留意事項

### ア ボーリング

- ・工法はロータリーボーリング（ノンコア）とし、標準貫入試験を併用して行う。
- ・ボーリング孔径は 66 mmとする。
- ・掘削中孔内に地下水が認められたときは、その深さを記録する。
- ・ボーリング完了後は、調査職員へ立会の有無を連絡する。
- ・調査深度及び位置については、調査職員と協議の上決定する。

### イ 標準貫入試験

- ・標準貫入試験は、JIS-A-1219 に基づき実施する。
- ・測定間隔は原則として地盤面より 1mの深さから 1m毎に実施する。
- ・本打ちの打撃回数は 60 回を限度とする。
- ・本打ち 30 c m貫入は、10 c m毎に 3 回に分けて測定記録する。

## （業務の着手と工程表）

第 4 条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後 14 日以内に業務工程表を提出しなければならない。

## （調査職員）

第 5 条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。

## （管理技術者）

第 6 条 「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、本業務の

履行にあたり、次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門-建設-土質及び基礎、総合技術監理部門-応用理学-地質）
- ・技術士（建設部門-土質及び基礎、応用理学-地質）
- ・R C C M（地質、土質及び基礎）

（照査技術者）

第 7 条 受注者は、本業務における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。照査技術者は、本業務の履行にあたり、次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門-建設-土質及び基礎、総合技術監理部門-応用理学-地質）
- ・技術士（建設部門-土質及び基礎、応用理学-地質）
- ・R C C M（地質、土質及び基礎）

（業務カルテ）

第 8 条 受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（打合せ等）

- 第 9 条 1 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

（業務計画書）

第 10 条 受注者は契約後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

（関係機関との協議及び調整）

- 第 11 条 1 関係機関との協議、及び調整を十分に行うこと。
- 2 関係機関との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

（地元関係者との調整等と土地への立入り）

第 12 条 1 地元関係者との協議及び調整に当たっては、誠意を持って対応するものとし、こ

れに必要な資料の作成を行うこと。

- 2 現地調査の際は、地域住民及び権利者とのトラブルがないよう十分配慮すること。また、業務のため第三者の土地に立入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立入ることとし、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者の責任と負担をもって処理すること。

(占有物件)

第 13 条 本業務実施の際、占有物件等の事前調査を十分行い、地下埋設物や敷設された構造物に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任と負担をもって処理すること。

(成果品)

第 14 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、令和 8 年 8 月中には、本業務におけるボーリング調査の実施結果の速報値を報告すること。

- ・地質調査報告書 A4 版 1 部
  - ※図 5-1 (島尻層群上面等深線図) に本業務におけるボーリング 3 本結果を入れ込み、図 4-2、4-3、4-4、4-5 土層 4 断面精度を更に向上させること。
- ・CD 1 式 ※CAD(SFC)データも一緒に納品すること
- ・その他発注者が指示するもの

(関連法令等の遵守)

第 15 条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

- 第 16 条
- 1 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。
  - 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第 17 条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

第 18 条 発注者が必要と認めた場合は本業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第 19 条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与

してはならない。

(疑義)

第 20 条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

- 第 21 条 1 受注者は、当該業務の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- 第 22 条 1 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を契約検査課へ提出しなければならない。
- 2 受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。

(保険加入の義務)

第 23 条 共通仕様書で定められている保険加入について、法定外の労災保険については保険証書の写しを調査着手前に提出すること。

(設計変更)

- 第 24 条 1 本業務におけるボーリング長、土質試験等の数量は設計時点の想定である。地層の状況や支持層の出現深度の変化等により、設計数量と実地数量に乖離が生じる場合は、速やかに監督職員へ報告し、協議を行うものとする。
- 2 前項の協議に基づき実施した数量については、実施数量に基づき設計変更を行うものとする。
- 3 支持層の判定にあたっては、削孔状況、N 値、採取試料等を総合的に判断し、監

督職員の確認（段階確認）を受けること。

（目的外使用許可申請書等の提出）

第 25 条 契約後、受注者名にて沖縄県に対し、甲種漁港施設目的外使用許可申請書等を提出すること。